

まちの元気と笑顔を発信

広報

おんが

ONGA TOWN Public Relations

お知らせ版

2013
3.25
No.1031

大きくなつて
また会おうね♪

サケの放流会

2月24日、青空の下、西川にかかるふれあい橋付近で行われました。

毎年町内外の個人や企業、学校などに卵からサケを育ててもらい、今年もおよそ6200個の卵をふ化させ、放流しました。

子どもたちは、放流した稚魚が元気に泳いでいる姿を笑顔で眺め、「またねえ」など声をかけていました。

受けないなんて もったいない！ 総合健診

遠賀町総合健診では、平成24年度も「各種がん検診」と「特定健診」を実施し、生活習慣病やがんで治療が必要な人を発見することができました。平成25年度もより多くの人に自分自身の健康状態を知っていただけるよう、総合健診を行いますので、ぜひ受診してください。

【グラフの凡例】

検診結果

- 異常なし
- ▨ 要精密人数

精密検査結果

- 異常なし
- ▨ がんであった人
- ▤ がんの疑いのある人
- がん以外の疾患の人
- 未把握

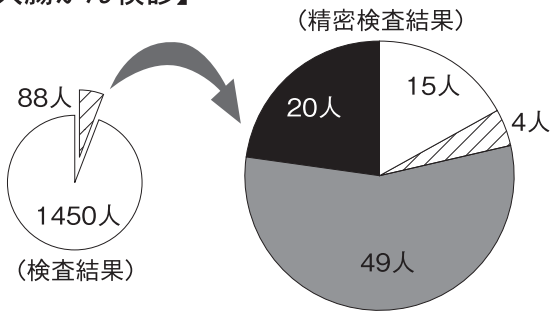
がん 今やがんは国民病の一つとなり、国民の2人に1人がかかり、3人に1人がなくなる時代を迎えています。

がん は遠賀町でも死因第1位ですが、早期発見・早期治療で治すことのできる病気です。初期のがんは自覚症状がないことが多く、早期発見のためには、1年に1回はがん検診を受診しましょう。

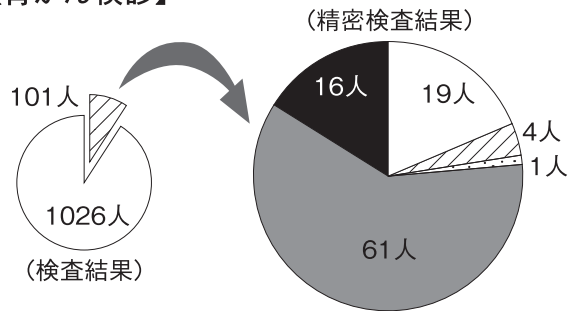
平成24年度の各がん検診の結果は次のとおりです。



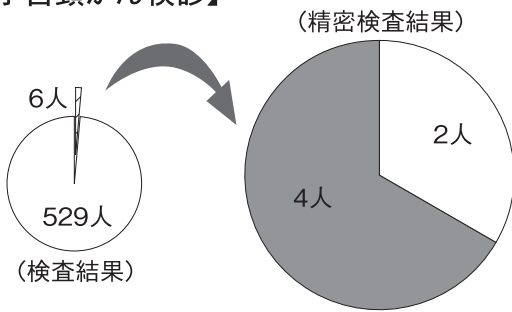
【大腸がん検診】



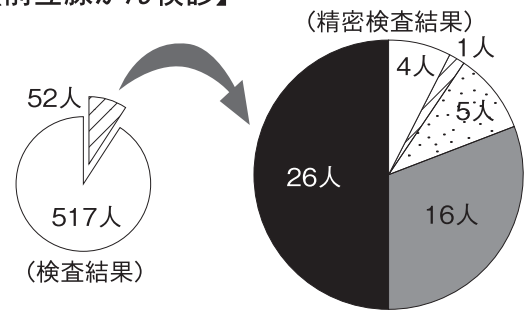
【胃がん検診】



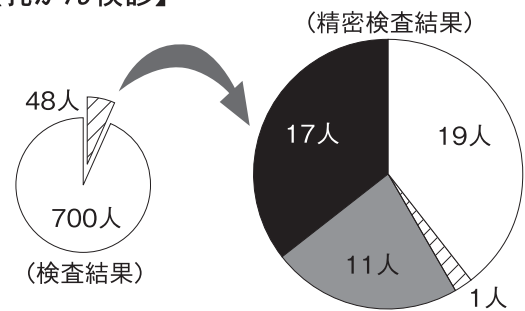
【子宮頸がん検診】



【前立腺がん検診】



【乳がん検診】

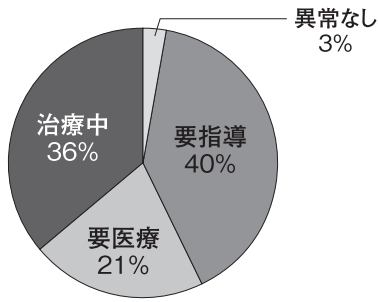


スクリーニング（検査）とは
病気などの可能性のあるものを迅速に見つけることを目的とした検査です。実際の病気の有無については、精密検査を受ける必要があります。

それぞれのがんの精密検査でがんやがんの疑いがある人が見つかっています。また、未把握には精密検査を受けていない人も含まれています。総合健診で行うがん検診はあくまでスクリーニングです。精密検査までを受けてがん検診が終了したことになります。精密検査がまだの方は、ぜひ受診してください。

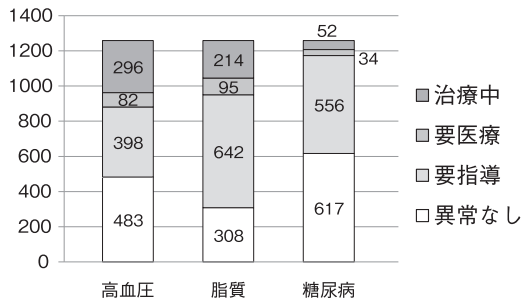
受けて 得する 特定健診

図1【平成24年度健診結果】



「なんともないから・・・」
自覚症状がないので健診を受けていないという人は、平成24年度の遠賀町の健診結果（図1）に注目してください。「異常なし」が、たった3%。ほとんどの人になんらかの異常がありました。また、生活習慣病別健診結果（図2）では、各病気とも、「要指導」となった人が3割以上いました。

図2【生活習慣病別健診結果】（単位：人）



「時間がないから・・・」
健診時間は、1時間程度
病気になるまで入院したら、仕事にも行けません。病気治療に費やす時間に比べたら健診時間は1時間程度とほんのわずかで、元気に働き続けるためにも受診してください。
集団健診は5月から各地区公民館で始まります。集団健診で日程の都合がつかない人は、医療機関で実施する個別健診で受けることができます。
「お金がかかるから・・・」
健診費用は、500円
平成25年度から個別健診も500円で受けられるようになります。病気になるまで入院したりすると、もっと多額の費用がかかります。その前に、健診を受けて病気を予防しましょう。

心筋梗塞や脳卒中は予防できるんです



心筋梗塞や脳卒中の発症は「ある日突然」「運悪く・・・」と考えがちですが、少なくとも10年以上かけて、知らない間に少しずつ動脈硬化が進んだ結果として起こります。動脈硬化を進めるのは高血圧や糖尿病などの生活習慣病なのですが、血圧が高くなっても、コレステロールが増えても全く自覚症状がないのが特徴です。自覚症状に代って自分の健康状態を教えてください。健診を受けて、早期に病気の芽を見つけて、予防や治療をしていけば、心筋梗塞や脳卒中などの重とく病気を予防することができます。また受け続けることで体の経年変化をいち早くキャッチし、万が一病気になるっても、早期治療により重症化を防ぐこともできます。

特定健診受診率

平成20年度から始まった特定健診ですが、特定健診受診率の推移（図3）を見ると、まだまだ国の目標65%にはほど遠い状況です。平成24年度は受診率アップのために、さまざまな取り組みを行い、少しではありますが、平成25年度は40%を目標受診率

としていきます。特定健診は40歳以上の国民健康保険加入者が対象ですが、年齢層別受診率（図4）を見ると若い世代ほど受診率が低くなっています。動脈硬化を予防するためには、若いうちから定期的に健診を受診し、自分自身の健康状態を確認することが必要です。

図4 平成24年度特定健診年齢層別受診率

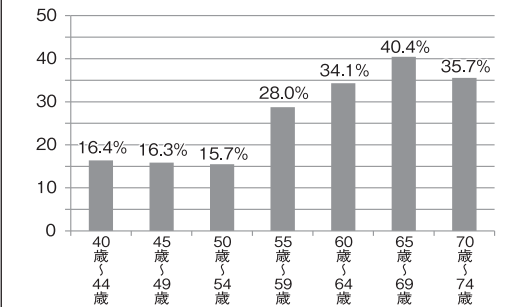
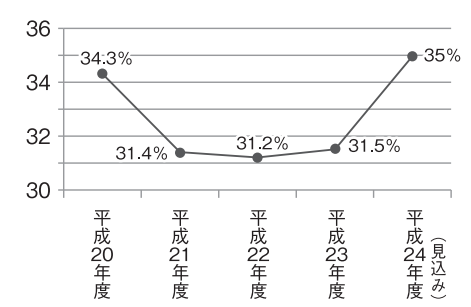


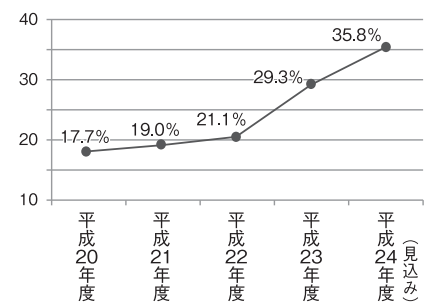
図3 特定健診受診率の推移



特定保健指導実施率

特定保健指導実施率も、図5のように年々実施率は増加していますが、国の目標45%には達していない状況です。より利用しやすい体制を整え、生活習慣の改善や健康づくりのための支援を行っていきます。

図5 特定保健指導実施率の推移



【平成25年度総合健診 予約受付のお知らせ】

5月から各地区公民館で総合健診が始まります。総合健診の対象者には、3月下旬に予約案内通知をお送りします。

※特定健診の個別健診は6月～平成26年3月に指定医療機関で行う予定です。詳しい内容は5月25日号に掲載します。

●申し込み方法 予約案内通知に同封している申し込みはがきでお申し込みください。

●申込期限 4月10日（水）

●問い合わせ 健康対策係
☎093(293)1234

公共下水道の 供用(処理)が始まります

公共下水道の一部供用が始まります。今回開始する地域の図面の縦覧を行いますので、あなたの自宅が対象区域に入っているかご確認ください。

●供用(処理)開始日 3月31日(日)

●供用開始区域

【図1】

▽大字今古賀の一部地域

【図2】

▽大字広渡の一部地域

▽遠賀川三丁目の一部地域

▽旧停一・二丁目の一部地域

※図の色付部分です。

●縦覧期間 3月25日(月)～4

月15日(月)午前8時30分～午

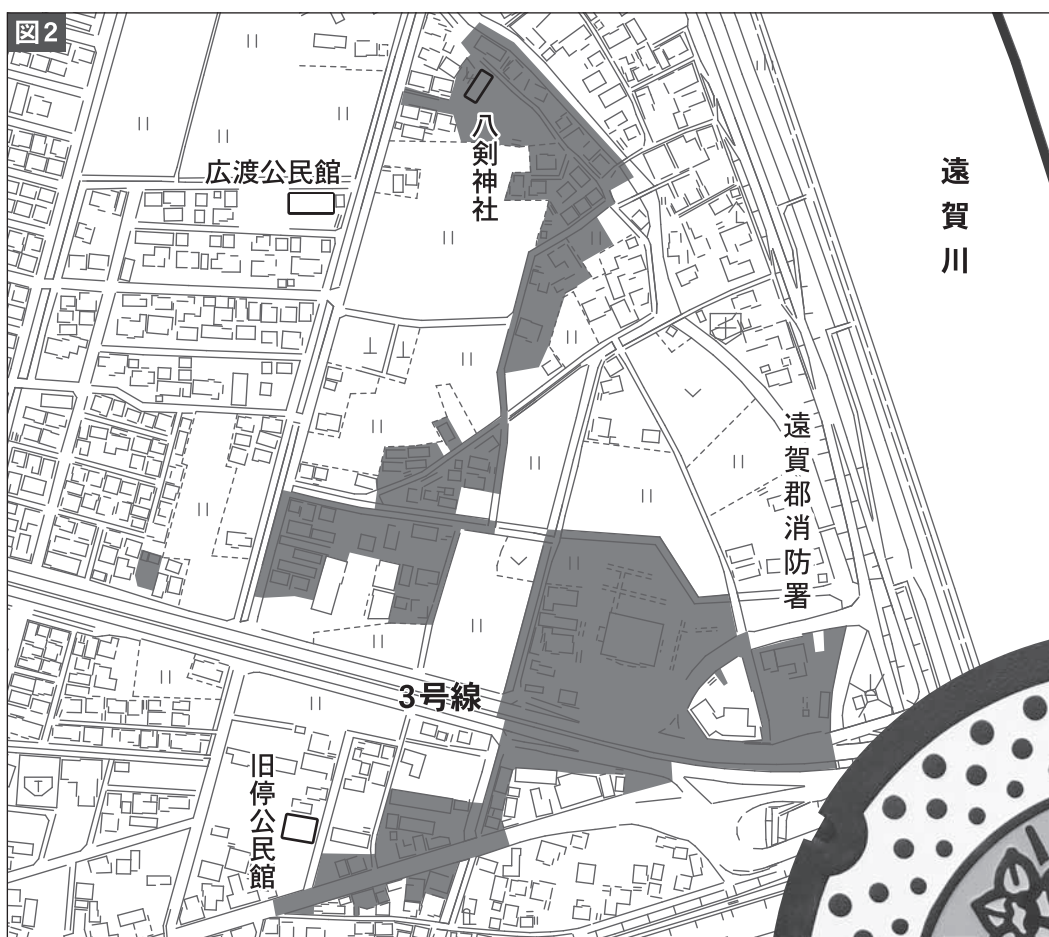
後5時15分

※土曜・日曜日は除きます。

●縦覧場所 環境課窓口

●問い合わせ 下水道工務係

☎093(293)1234



■接続工事

供用開始日から3年以内(平成28年3月31日まで)に、次の工事を行う必要があります。

▽トイレの水洗化やお風呂・台所などの生活排水を下水道桝（トイ）に接続する工事

▽個人で浄化槽を設置している場合は、浄化槽から下水道桝への接続替え工事

●工事とは？

排水設備工事は、遠賀町指定の下水道排水設備指定工事店で行うことができます。

指定工事店は、環境課窓口または遠賀町ホームページ「くらしのアラカルト」(上下水道)でご確認ください。

※下水道排水設備指定工事店は、排水設備工事を行うとき、「排水設備新設等計画確認申請書」の提出が必要です

排水設備工事資金の融資あっせんおよび利子補給制度

宅内排水設備工事費用を一時的に負担することが困難な人に対し、指定金融機関に融資のあっせんを行い、完済後に利子の50%を支給する制度を設けています。

これまででは、この制度の利用は供用開始後3年以内の改造工事に限られていましたが、水洗化の促進を図るため、供用開始後3年以上経過した改造工事でもこの制度が利用できるようになりました。



●問い合わせ 下水道管理係

■下水道使用料

下水道使用料は基本料金と超過料金を合計した金額になります。

▽基本料金使用水量10m³まで
1か月 1350円

▽超過料金(10m³を超えた水量1m³あたり175円)
※それぞれに消費税がかかります。

●請求方法は？

下水道使用料は水道料金と一緒に請求します。
※井戸水のみを使用している家庭は、別の方法で算出した下水道使用料を請求します。

■公共下水道事業受益者負担金

供用開始区域の土地所有者は、平成25年度に公共下水道事業受益者負担金(負担金)が賦課されます。

●負担金とは？

負担金は、下水道施設の整備に伴い、土地所有者の皆さんから工事費の一部を負担していただくために必要な財源になります。

●負担金の額は？

負担金は所有する土地一筆ごとに、1m²あたり500円を乗じて算出した額の合計になります。なお、負担金は下水道をすでに使用しない場合でも、納める必要があります。

●土地の名義が変わった場合は？

負担金がかかるのは、一度限りです。納入後は名義が変わっても、新たに負担金がかかることはありません。

■負担金の徴収猶予と減免

負担金の賦課対象の土地が農地などの場合は、申請をすることで、負担金の徴収の猶予を受けることができます。また、墓地・境内地などの場合も、負担金の全部もしくは一部の減免を受けることができます。

■手続き

受益者は申告で決定します。
▽5月上旬：平成25年4月1日現在における供用開始区域の土地所有者に申告書を送付します

▽5月末まで：受益者は内容を確認後、申告書を環境課へ提出してください

▽7月上旬：町が申告内容に基づいて負担金を決定し、納付書を送付します

■納付方法

負担金の納付方法は、3種類あり、報奨金や納期がそれぞれ異なります。

分割納付(20回払い)

負担金を5年間で、1年に付き4回に分けて支払う方法です。

※報奨金はありません。

年度一括納付(5回払い)

負担金を5年間に分けて、各年度の第1期に1年分を一括して支払う方法です。

※負担金の10%が報奨金として差し引かれます。

全期一括納付(1回払い)

負担金を最初に納付する年度の第1期に一括して支払う方法です。

※負担金の20%が報奨金として差し引かれます。

●問い合わせ

▽下水道工事に関すること
下水道工務係
▽負担金・使用料に関すること
下水道管理係
☎093(293)1234

～水洗化にご協力を～

下水道をより多くの人にご利用いただくと、水路や河川の水質保全と生活環境の改善につながり、下水道事業の安定した経営に大きな効果をもたらします。早期の下水道への接続をお願いします。

2013.3.25.Mar.

Public News

くらしの情報

Public News

■遠賀町役場

☎ 093 (293) 1234
FAX 093 (293) 0806

■遠賀町中央公民館

☎ 093 (293) 1355
FAX 093 (293) 5533

■遠賀コミュニティーセンター

☎ 093 (293) 6525
FAX 093 (293) 7057

■遠賀体育センター

☎ 093 (293) 5434

■遠賀町立図書館

☎ 093 (293) 9090
FAX 093 (293) 9091

■ふれあいの里センター

☎ 093 (293) 2030
FAX 093 (293) 8506

遠賀町ホームページ

<http://www.town.onga.lg.jp/>

健康・子育て

4か月児健康診査

●とき 4月18日(木)

【受付】

前半…午後1時～1時10分
後半…午後1時40分～1時50分

●ところ 遠賀コミュニティーセンター

●対象 平成24年11月1日から12月31日までに生まれた乳児

●内容 医師による診察、身体計測、保健師・栄養士による健康相談、離乳食集団指導、お母さんの歯科健診

●費用 無料

●持ってくるもの 母子健康手帳、健康診査票、アンケート、お母さんの歯の健診票、バス

試験・募集

●問い合わせ 健康対策係

国税専門官募集

国税庁ホームページにも募集内容を掲載しています。詳しい内容はお問い合わせください。

●対象 次のいずれかを満たす人

▽昭和58年4月2日～平成4年4月1日生まれの人

▽平成4年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業もしくは、平成26年3月までに大学を卒業する見込みの人、または人事院がそれと同等の資格があると認める人

●申込方法・期間 原則としてインターネット申し込みを利用してください。

裁判所職員採用試験

▽インターネット…4月1日(月)午前9時～11日(木)受信有効
専用URL <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
▽郵送または持参…4月1日(月)～2日(火)消印有効

●第1次試験日 6月9日(日)

●問い合わせ

▽若松税務署総務課
☎ 093 (761) 2536

▽福岡国税局人事第二課
☎ 092 (411) 0031
URL <http://www.nra.go.jp>

裁判所職員採用試験

受験資格など詳しい内容は、最寄の裁判所で配布中の試験案内か最高裁判所ウェブサイトでご確認ください。

●試験日 6月2日(日)

●試験区分

【裁判所職員採用総合試験】

- ① 院卒者試験〔法律・経済区分〕
- ② 院卒者試験〔人間科学区分〕
- ③ 大卒程度試験〔法律・経済区分〕
- ④ 大卒程度試験〔人間科学区分〕
- ⑤ 一般試験〔大卒程度〕

●採用予定官職・対象試験

▽裁判所事務官・①③⑤

▽家庭裁判所調査官補・②④

●申込期間

▽インターネット…4月2日(火)午前10時～15日(月)受信有効

▽郵送…4月2日(火)～5日(金)消印有効

●問い合わせ

▽①③⑤について

福岡地方裁判所人事課

☎ 092 (781) 3141

▽②④について

福岡家庭裁判所総務課

☎ 092 (510) 0403

▽最高裁判所ウェブサイト

URL <http://www.courts.go.jp>



家を売りたい、査定を依頼したい・・・

～そんな時は、岡垣にて開業33年の吉田住建にご相談下さい (*^_^*)

当社では、岡垣・遠賀を中心に不動産売買に力を入れています。スタッフ全員が宅建主任者(国家資格)です！安心してご相談下さい。

ご相談 査定 は **無料** です

二級建築士も2名在籍しております。建築に関するご相談もお気軽にどうぞ。

不動産に関する事ならなんでもご相談下さい。

一般建築不動産 **吉田住建**
岡垣町海老津駅前12-8
☎ 283-2042

有料広告欄

※有料広告の内容は、直接広告主にお問い合わせください。

みんなで楽しく健康づくり

運動教室に参加しませんか？

健康対策係では、運動指導員による運動教室を開いています。遠賀町に在住していればどなたでも参加できます。見学もできますので、直接会場にお越しください。この機会に、一緒に楽しく運動を始めませんか？

【リフレッシュ教室】

●とき・ところ 毎月第1金曜日、第3水曜日（祝日は除く）

午前10時～11時30分

[受付] 午前9時30分～10時 遠賀町第一武道場

※7・8・9月は第1・3木曜日で、遠賀コミュニティーセンターに変更になります。

●内容 体脂肪を燃やし肥満など生活習慣病の予防を目的とした教室です。エアロビクスや筋力アップなど汗をかく程度の運動を行います。

●費用 1回100円

【悠遊ひろば】

●とき・ところ 第2木曜日、第4水曜日（祝日は除く）

午前10時～11時30分

[受付] 午前9時30分～10時 遠賀町第一武道場

※7・8・9月は第2・4木曜日で、遠賀コミュニティーセンターに変更になります。

●内容 年齢とともに衰えがちな体力・筋力などの向上を図り、転倒を予防し、元気に歩ける体づくりを目的とした教室です。高齢者や体力に自信のない人向けのゆっくりとしたペースの運動を行います。

●費用 1回100円

●その他 高血圧、心臓病、腰痛等で通院している人は、かかりつけ医に相談のうえ参加してください。開催日は広報おんがの毎月25日号に折り込みの町民カレンダーをご覧ください。

●問い合わせ 健康対策係



遠賀川環境保全活動団体の支援

遠賀川流域（支流を含む）で、

川の水质の改善を目的とした環境保全活動を行う住民団体などに、活動費を助成します。



●対象団体 支流を含む遠賀川流域で活動を行っている、または今後行おうとする会員数

5人以上の団体

●対象活動 除草・清掃活動、水質・生物調査、普及啓発活動など

※ほかの助成を受けている活動は除く

●対象期間 6月～平成26年1月

●助成内容 1団体あたり上限10万円

●申込期間 4月1日（月）～30日（火）

●問い合わせ 北九州市上下水道局水質試験所

☎093(641)5948

相談

「遺言の日」無料法律相談会

4月15日の「遺言の日」を記念して、遺言の作成や相続のトラブルなどの相談に、弁護士が応じます。相談時間は1人30分です。

●とき 4月15日（月）

午前10時～午後3時30分

●ところ 天神弁護士センター（福岡市中央区渡辺通）

●定員 先着30人

●申込開始 4月1日（月）

午前9時～

●申し込み・問い合わせ

天神弁護士センター

☎092(741)3208

お知らせ・アラカルト

障害者の範囲に「難病等」を追加

4月1日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、難病などにより一定の障害がある人についても、身体障害者手帳の有無に関わらず、障害福祉サービスなどを利用できるようになりました。

●対象疾患

▽難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130疾患）

▽関節リウマチ

●利用できるサービス

▽障害福祉サービス：ホームヘルプ、ショートステイ、就労移行支援、就労継続支援

生活介護、施設入所支援など

▽日常生活用具の給付

▽移動支援など

●利用方法 サービス利用にあ

たっては調査が必要となりますので、福祉係までご相談ください。

●申し込み・問い合わせ 福祉係

お家のリフォームは当社へご相談下さい！

- ・サッシ、ガラス取替
- ・アミド張替・戸車取替
- ・内窓（インプラス）
- ・風呂・流し・トイレリフォーム
- ・カーポート・フェンス門扉取付
- ・物置・バイク保管庫など



(有)江頭トヨ一住器

遠賀町別府 4141 番地
TEL: 293-1620

暮らしの中の様々な相談をお受けします。

行政書士 中小企業診断士 ファイナンシャルプランナー (AFP)

小川 浩三 事務所 遠賀町浅木382-4
☎093-293-5322

遺言書の作成
相続手続き
官公署許認可の取得
経営体質の改善
家計・各種保険の見直し

内容証明郵便の代理作成
任意後見手続き
契約書・示談書・公正証書の作成
経営上の諸問題
ライフプラン作成、手持ち資産の活用

有料広告欄

遠賀町総合型地域スポーツクラブ おんがみんスポクラブに決定

広報おんが1月25日号の折り込みチラシで募集していた、「遠賀町総合型地域スポーツクラブ」のネーミングとロゴマークに、たくさんのご応募ありがとうございました。厳正なる審査の結果、次のとおり決定しました。

- 最優秀賞 井ノ上 千夏
- ネーミング おんがみんスポクラブ
- ロゴマーク



【井ノ上さんの込めた思い】

名前はだれでも参加できる「みんなのスポーツクラブ」の省略で「みんスポ」、ロゴはSPORTS(スポーツ)の「S」を親しみやすい顔にデザインしたものだそうです。

決定した作品は今後クラブをアピールするために使用します。

- 問い合わせ スポーツ文化係



↑井ノ上さん(写真右)に、松山会長(写真左)より記念品と賞状が授与されました。

課税固定資産に関する 台帳の閲覧・縦覧

【固定資産課税台帳兼名寄帳 の閲覧制度】

この制度は、納税義務者が固定資産課税台帳兼名寄帳の課税内容を確認するための制度です。
借地人・借家人なども借地・借家資産について閲覧できます。
●閲覧期間 4月1日(月)～平成26年3月31日(月)
午前8時30分～午後5時15分
※土日・祝日、年末年始を除き

ます。

- ところ 税務課
- 対象 納税義務者、納税代理人、納税者の代理人、借地人、借家人、固定資産処分権利がある人(破産管財人・保全管理人・金融整理管財人など)
- 費用 1件300円
- ※4月1日～5月31日は無料です。
- 持ってくるもの 本人確認ができるもの(運転免許証、納税通知書など)
- ※代理人は委任状が必要です。
- ※借地人や借家人、処分権利のある人が閲覧する場合は、権利を証明できるもの(契約書・選任書など)が必要です。

【土地価格等縦覧帳簿及び家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧制度】

この制度は、固定資産税の納税者が、自分の固定資産価格(評価額)が適正であるかを確認するための制度です。縦覧帳簿で、自分の固定資産と他の固定資産とを比較することができます。また、固定資産課税台帳に登録された評価額に関して不服がある場合は、審査の申し出を行うことができます。

●縦覧期間

4月1日(月)～5月31日(金)
午前8時30分～午後5時15分
※土日・祝日を除きます。

●ところ 税務課窓口

●対象

【土地価格等縦覧帳簿】
遠賀町内に所在する土地の固定資産税納税者、納税代理人、納税者の代理人
【家屋価格等縦覧帳簿】
遠賀町内に所在する家屋の固定資産税納税者、納税代理人、納税者の代理人

●費用 無料

●持ってくるもの 本人確認ができるもの(運転免許証、納税通知書など)

※代理人は委任状が必要です。

※電話での所有者や評価額などの問い合わせは行っていません。
●審査申し出期間 4月1日または納税通知書の交付を受けた日から60日以内
※平成25年度の納税通知書は、5月中旬に郵送予定です。

●問い合わせ 課税係

償却資産の申告、 忘れていませんか？

償却資産を所得税・法人税の確定申告で減価償却費に計上している場合は、毎年1月31日までに申告書の提出が必要です。

償却資産とは：会社や個人で、工場・商店・アパートなどを営んでいる人が所有している次のような事業用の資産は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

- 償却資産に含まれるもの
- ▽構築物(舗装路面、外構工事、鉄塔、井戸、浄化槽など)
- ▽機械及び装置(各種製造用機械、クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなど)
- ▽車両及び運搬具(大型特殊自動車、フォークリフトなど)
- ※自動車税・軽自動車税の課税対象車両を除く
- ▽工具、器具、備品(パソコン、エアコン、応接用家具、理美容機器、医療用機器、広告看板、自動販売機など)

●問い合わせ 課税係

結婚物語

初婚・再婚・中高年
医師・歯科医師・他

知性の香り 良縁への最短距離・

◎縁とは不思議なものです・ね

ご縁をつなぐ!

地域密着型

遠賀郡を中心に
古賀市・宗像市・
藤井市・宮崎・中間
八幡西・若松・他

福岡・北九州
山口・佐賀
東京・大阪 全国

有料広告欄

●関連事業・絵画教室

bridal salon

モア

☎093-291-3211

遠賀郡遠賀町本2-6-1

おんがゆめタウン前 水曜日定休 予約制

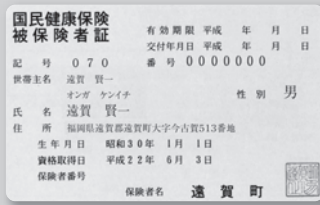
お仲間業として、福岡県下で最も実績を重ね、結婚をお考えの町民の方々に、良きご相談役として、きつなお役にたてるものと思います。どうぞお気軽にお立ち寄り下さいませ。

■西日本唯一の内容のある会を目指して。

※有料広告の内容は、直接広告主にお問い合わせください。

国民健康保険の保険証をお届けします

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)は、3月31日で有効期限が切れるため、国民健康保険に加入している世帯に新しい保険証を簡易書留で郵送しています。4月からは今回届いた保険証をご使用ください。



●有効期限 平成26年3月31日(月)

【窓口負担1割が延長されます】

70歳から74歳までの所得が基準額未満の人の窓口負担は、本来2割負担のところ、経過措置により現在1割負担になっていますが、この度経過措置が1年間延長されました。

現在、2割(ただし平成25年3月31日までは1割)と書かれた高齢受給者証を持っている人には、4月からも引き続き1割で受診できるように新しい高齢受給者証を保険証と一緒に郵送します。

▽経過措置期限 平成26年3月31日(月)

●問い合わせ 国保年金係

ご存知ですか? 成年後見制度

認知症の高齢者、知的障害や精神障害のある人など判断能力が不十分な人は、財産管理や各種福祉サービスの利用契約などの法律行為を自分で行うことが困難だったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。

成年後見制度とは、このよう
な人が安心して生活できるように
本人を保護し支援する制度で、
次の2種類があります。

【任意後見制度】

判断能力が低下する前に、あらかじめ支援者を選んでおきま
す。支援者に、どのような支援
をしてもらうのかを自分自身で
決める制度です。

【法定後見制度】

判断能力が不十分な人のため
に、家庭裁判所が適切な支援者
を選ぶ制度です。本人の判断能
力に応じて、「成年後見人」「補佐
人」「補助人」が選任されます。

※法定後見の開始には、本人、
配偶者、4親等内の親族、市

育成医療、養育医療の 窓口が変わります

育成医療、養育医療の申請や
問い合わせ窓口が、4月1日か
ら、宗像・遠賀保健福祉環境事
務所から遠賀町役場が変わりま
す。間違いの無いようご注意く
ださい。

●問い合わせ

▽遠賀町地域包括支援センタ
ー(福祉課内)

●問い合わせ

育成医療とは：現在身体に障害
があるか、または現にある疾患
に対する治療を行わないと将来
障害を残すと認められる児童で、
手術などにより確実な治療効果
が期待できる場合に、その治療
に要する医療費の一部を助成す
る制度です。

養育医療とは：医師が入院養育
が必要と認める出生時の体重が
2000g以下などの未熟児で、
乳児の健全な育成を図ることを
目的とした養育に必要な医療費
の一部を助成する制度です。

▽育成医療に関すること

福祉係

▽養育医療に関すること

国保年金係

4月6日～15日は 春の交通安全県民運動

春の交通安全県民運動の重点
項目は、次のとおりです。

【飲酒運転を撲滅】

飲酒運転は「絶対しない・させ
ない・許さない」ことを徹底しま
しょう。翌日に運転する予定が
あるときは、飲酒量・時間に気
をつけましょう。

【シートベルトとチャイルドシ ートの徹底】

乗る人全てが正しくシートベ
ルトを着用しましょう。6歳未
満の子どもを乗せる場合は、体
格に合ったチャイルドシートを
使用し、正しく取りつけましょう。

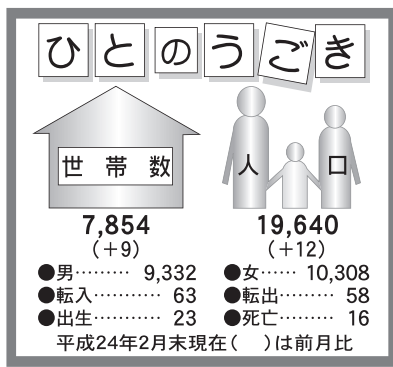
●問い合わせ

▽福岡県警折尾警察署

☎093(691)0110

▽交通事故をなくす福岡県民
運動本部

☎092(643)3167



生命保険の見直し 無料相談のお知らせ

「節約のため保険を見直したい」
「今の保険で大丈夫?」という方
は、全国161店舗、年間2万5、
000世帯が相談を体験している
保険クリニックへ。

独自の見直し診断は、複数社の
保険を一度に比較でき、中立的な
立場から相談を受けられると好評
をいただいております。家計の見直し
にも最適です。

事前に予約をすることで、150円
の来店相談料が無料になります。
まずは電話で予約を。

●問い合わせ
保険クリニック八幡店
北九州市八幡西区上津役1-19-5
▼時間9時～18時 駐車場完備
☎0120-015-929

英会話

☆こどもから4月生申込受付中☆
ベビー・キッズから大人ベテランまで!
使える英語を知的に楽しく学べる英会話教室。

●JR遠賀川駅ロータリー内●
英会話マーフィスクール
☎093-293-3934
www.murphyschool.com

有料広告欄

狂犬病集団予防注射が始まります

●問い合わせ 環境衛生係

狂犬病予防注射日程表				
	とき	ところ		
4月4日(木)	午前	9時30分～9時40分 道官公民館		
		9時50分～10時00分 若松区公民館		
		10時10分～10時40分 鬼津区公民館		
		10時50分～11時10分 高瀬第一公園 (緑光苑大公園)		
		11時20分～11時50分 松の北区公民館		
	午後	1時30分～1時40分 別府区公民館		
		1時50分～2時50分 田園北・南区公民館		
		3時00分～3時30分 尾崎区公民館		
		4月10日(水)	午前	9時30分～9時50分 広渡区公民館
				10時00分～10時10分 新町区公民館
10時20分～10時30分 遠賀川区公民館				
10時40分～10時50分 今古賀区公民館				
11時00分～11時30分 木守区公民館				
午後	1時30分～1時50分 緑ヶ丘区公民館			
	2時00分～2時30分 浅木区公民館			
	2時40分～3時10分 老良区公民館			
4月17日(水)	午前	9時30分～9時50分 東和苑区公民館		
		10時00分～10時10分 上別府区公民館		
		10時20分～10時30分 若葉台区公民館		
		10時40分～11時00分 虫生津区公民館		
		11時10分～11時30分 芙蓉区公民館		
	午後	1時30分～2時30分 遠賀町役場駐車場 (中央公民館前)		

※上記の場所以外では行いませんので、都合のよい日を選んでください。



狂

犬病は、ウイルスによって広まる動物由来の感染症です。犬だけでなく、タヌキやキツネ、アライグマなど、ほとんどのほ乳動物が感染します。そのためどんな動物からでも、飼い犬へ感染する可能性があります。

日本では、人への感染源の約9割が犬からということで、発生や蔓延防止のため、狂犬病予防法により、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を犬の所有者に義務づけています。狂犬病は治療が困難なため、人も感染して発症すれば100%死亡する恐ろしい病気です。世界では、毎年約5万人の死者が出ています。発症した場合、県が指定する区域内で交通のしや断や制限、飼い犬の口輪・係留の実施や一斉検診といった対策が取られます。

今年度は、左記の日程で集団注射を行います。地区は問いませんので、都合のいい日を選んでご利用ください。なお、集団注射を受けられない場合は、動物病院で注射を受け、証明書を持って役場環境衛生係で、注射済票の交付を受けてください。

●費用

- ▽注射のみ 3050円
- ▽登録のみ 3000円
- ▽注射と登録 6050円

※支払いのときは、できるだけつり銭がいらぬようにご用意ください。

【注射を受けるときの注意】

- ①会場には犬を充分取り扱うことのできる大人が来てくださいます。そうでない場合は、注射をお断りすることがあります。
- ②会場内でのフンは責任を持って処理してください。

※飼い犬の死亡、行方不明、譲渡、所有者の転出や変更などがあった場合は、環境衛生係に届け出てください。

犬にかまれたとき、人をかんだときは届出が必要です

飼い犬が人をかんだときは、飼い主が宗像・遠賀保健福祉環境事務所に「動物による事故届」を出す必要があります。

犬による被害を受けた人は、まず最寄りの医療機関で治療を受け、宗像・遠賀保健福祉環境事務所に届け出てください。飼い主がわからない場合は、被害にあった時間や状況、犬の種類、毛色、性別、首輪の色、大きさなどの特長を記録してください。夜間や休日に被害にあった場合や、犬が放たれた状態であれば、近くの交番にご連絡ください。

咬傷事故は、犬の所有者が責任を負うべき傷害事件としての裁判事例が増えています。飼い犬の管理は、責任をもって厳重に行いましょう。

●問い合わせ

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
0940(36)6098

4月1日から

窓口の昼休みの受付内容を拡大します

遠賀町役場では昼休み(正午から午後1時まで)に諸証明の交付を行っていましたが、転入、転出、転居など住所の異動に関する手続きも4月1日からできるようになります。その他、住民サービスの向上を目指して昼休みの窓口業務を拡大します。

※土日・祝日や年末年始は除きます。

※昼休み対応職員の人数を限定していますのでお待たせすることもあります。

※他の市町村などへの照会が必要な場合などは、その場で手続きができないこともあります。

●問い合わせ 人事係

担 当 課		昼 休 み 受 付 業 務
住 民 課	住 民 係	転入・転出・転居などの住民異動届
		戸籍の届出
		各種証明書の交付(住民票、印鑑証明、戸籍証明など)
		印鑑証明に関する手続き
	国保年金係	住民基本台帳カード・公的個人認証に関する手続き
		国民年金に関する手続き
		国民健康保険に関する手続き
		後期高齢者医療に関する手続き
福 祉 課	福 祉 係	公費医療(乳幼児・子ども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療)に関する手続き
		児童手当・(特別)児童扶養手当の申請
		保育所入所の申請・保育料の納付
		病児・病後児保育利用登録の申請
		生活保護の申請
		各種障害者手帳の申請・交付
		自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)の申請
		障害福祉サービスの申請
		障害者補装具・日常生活用具の申請
		障害者有料道路割引の申請、NHK放送受信料免除申請
	障害者福祉タクシー料金補助の申請	
	特別障害者手当・障害児福祉手当の申請	
	高齢者支援係	各種高齢者サービスの申請
		要介護認定の申請
		高額介護サービス費の申請
	健康対策係	母子健康手帳交付
母子保健事業の予約受付		
総合健診(特定健診・各種がん検診)予約受付		
税 務 課		諸証明の交付
環 境 課	環 境 衛 生 係	畜犬に関する手続き
		し尿に関する手続き
学 校 教 育 課	学 校 教 育 係	就学援助の申請
		就学援助・幼稚園就園奨励費の問い合わせ
		就学・転学の手続きや相談
		区域外就学などの相談
会 計 課	遠賀信用金庫 役場出張所窓口	出納業務
中 間 水 道 局		水道料金の納付・相談
		上水道開栓・閉栓の申請
行 政 経 営 課	管 財 係	遠賀霊園の申込・手続き
建 設 課	町営住宅に関する手続き	
	町営駐輪場、町営駐車場に関する手続き	

平成24年 3月 30日生

前田 怜皇ちゃん
田園園

怜くんお誕生日おめでとう
★かわいい笑顔でいつも癒してくれてありがとう元気で優しい男の子になってね♥

平成22年 3月 26日生

中村 珠虹ちゃん
鬼津

3歳おたんじょうびおめでとう♪お姉ちゃんになったじゅにちゃん♥これからも可愛い女の子でいてネ♥

平成22年 3月 25日生

小賦 菜々子ちゃん
旧傳


3歳のお誕生日おめでとう！いよいよ4月から幼稚園だね。たくさんお友達作って頑張ってるね♥

平成24年 3月 23日生

小野 芽生ちゃん
別府

★★お誕生日おめでとう★★
これからも元気で笑顔いっぱい
のいびきちゃんできてね♪
♪みんな芽生が大好きよ♥

よみかき教室



小さい頃小学校に行けなかったり、外国から日本に来て学習する機会がなかったり、いろいろな事情で文字の読み書きに困っている人に、「ひらがな」から勉強するよみかき教室を開いています。少人数で行っていただけますので、ゆっくりと自分のペースで学習できます。年齢や国籍は問いません。

ぜひ一度見学に来てみませんか。

- とき 毎週金曜日午後1時～2時
- ところ 遠賀町中央公民館
- 対象 日本語の読み書きに困っている人
- ※就学前、義務教育中の人は対象外です。
- 内容 ひらがな、カタカナ、漢字の読み書き
- 費用 無料
- 申し込み・問い合わせ 社会教育係

遠賀町ふれあいの里

4月の催し物

●申し込み・問い合わせ
ふれあいの里センター
※毎週月曜日は休館日です。

芸能訪問

- とき 4月23日(火) 午前10時50分～11時50分
- 出演
 - ▽聖峰会(民謡)
 - ▽鳴物川の会
 - ▽緑の会
 - ▽雅歌謡教室

一井久美子・洲上香先生のリズム体操教室
高齢者も気軽に参加できる体操教室です。運動のできる服装で来てください。

「ふれあい館 日曜教室」

●とき 4月21日(日) 午前10時～午後1時30分

●費用 観覧無料

●内容 ウィンナーフォカッチャ、UFO帽子パン

●定員 先着10人

●費用 1500円

●申込期間 3月26日(火)～4月9日(火)

●申込期間 3月26日(火)～4月9日(火)

●定員 先着8人

●費用 2000円

●申込期間 3月26日(火)～4月9日(火)

パン教室(パン工房)

パンづくりを体験してみませんか。食卓に焼きたてパンを並べましょう。

- とき 4月21日(日) 午前10時～午後1時
- 内容 ウィンナーフォカッチャ、UFO帽子パン
- 定員 先着10人
- 費用 1500円
- 申込期間 3月26日(火)～4月9日(火)

●高校生以上であれば、遠賀町外の人も参加できます。

この広報紙は環境などに配慮し、再生紙を使用しています。

みんなで築こう 人権の世紀

犯罪被害者等(犯罪被害者)とその家族の人権について

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわゆるわさや中傷により傷つけられたり、報道によってプライバシーが侵害されたりするなど二次的な被害を受けることがあります。

そのため、平成16年12月に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

同法に基づき、「犯罪被害者等基本計画」が作られ、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への重要性について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

誰もが犯罪被害に遭う可能性があります。犯罪や差別は加害者に責任があるにもかかわらず、被害者や差別を受けた人にも責任の一端があるかのごとく非難されることがあります。

このような二次的被害を防ぐためにも、私たちは犯罪被害者とその家族の置かれている状況を理解し、人権が守られるよう配慮していくことが重要です。

●問い合わせ 協働・人権推進係